



親権者について悩んでいませんか？

～父母離婚後の養育のルールが見直されます～



令和8年4月1日
から

①離婚後の親権者について

これまでは、父母の離婚後は必ずその一方のみを親権者として定める必要がありました。

今回の見直しにより、離婚後は単独親権の定めのほか、**共同親権の定めも** することができるようになります。

②親権者を定める前の協議離婚

これまでは、父母が協議離婚をするときは、必ず親権者を定めなければなりませんでした。

今回の見直しにより、**親権者の定めを求める調停や審判の申立てがされていれば、協議離婚をすることができるようになります。**

※この場合は、親権者が定められるまでの間、父母の共同親権の状態が継続することとなります。

親権の行使方法については、裏面をご覧ください。

※申立ては家庭裁判所の許可がないと取り下げることができません。

協議ができない場合

親権者の定めについて父母の話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所は父母と子どもの関係、父と母の関係など、さまざまな事情を勘案して、親権者を父母の双方とするか、その一方とするかを定めます。

※親権者の定めにあたっては、家庭裁判所は父母双方の意見を聴かなければなりません。

離婚後の
親権者について
選択肢が広がります。

親権者の申立てがあれば協議離婚が可能となります。



詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

法務省 共同親権



問合せ先

かすみがうら市市民部市民課

かすみがうら市下稲吉2633番地19

電話：029-883-0041（直通）



親権の行使方法について

～共同親権の場合のルールが明確化されます～



令和8年4月1日
から

従前の取扱い

これまでは、父母の双方が親権者であるときは、親権の単独行使の範囲について明確なルールがありませんでした。

これからのルール

今回の見直しにより、①監護教育に関する日常の行為をするときや②子どもの利益のため急迫の事情があるときは、親権の単独行使ができることとされました。

また、特定の事項について、家庭裁判所の手続で親権行使者を定めることができることとなります。

①監護及び教育に関する日常の行為

日々の生活の中で生じる監護教育に関する行為で、子どもに重大な影響を与えないものをいいます。

該当する例（単独行使可）	該当しない例
<ul style="list-style-type: none"> ・食事や服装の決定 ・短期間の観光目的での旅行 ・心身に重大な影響を与えない医療行為の決定 ・通常のワクチン接種 ・習い事や高校生の放課後のアルバイトの許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの転居 ・進路に影響する進学先の決定（就職を選択する判断を含みます。） ・心身に重大な影響を与える医療行為の決定 ・子どもの預貯金口座の開設 <p>※財産管理に関する事項は、単独行使の対象となりません。</p>

②子どもの利益のため急迫の事情があるとき

父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては親権の行使が間に合わず、子どもの利益を害するおそれがある場合をいいます。

該当する例
<ul style="list-style-type: none"> ・DVや虐待からの避難（子どもの転居などを含みます。）をする必要がある場合 ・子どもに緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合 ・入学試験の結果発表後に入学手続の期限が迫っているような場合

父母が共同して親権を行うべき特定の事項（上記①②に該当しないもの）について、父母の意見が対立するときは、家庭裁判所が父又は母の請求により、一方を親権行使者に指定します。

共同親権の場合であっても、父母の心情に配慮したルールとなっています。

